## カスルレーとカニングによる外相と 下院指導者の兼任(3・完)

## 板倉孝信

### 1. はじめに

本研究は、19世紀初頭の英国を代表する著名な2 人の外相であるカスルレー (Viscount Castlereagh) とカニング (George Canning) が、同時に下院 指導者 (Leader of the House of Commons) を 兼任していた点に注目した研究である。この両者 による外相と下院指導者の兼任は、ナポレオン戦 争終結前後の混乱期において, 外交政策と財政政 策の統合的指導を可能にするものであった。両者 は下院指導者として、 当時の英国が直面していた 深刻な財政危機の実態を明確に認識すると共に. 議会審議を通じて財政政策に直接関与していた。 その結果,両者は外相として,国家破産に直結す る列強諸国との全面戦争 (General War)<sup>1</sup> を回避 すると共に, 勢力均衡に基づく外交政策を通じ て, 五大国における相対的優位の維持を試みたも のと考えられる。以上のように本研究では、1815 年以降の英国が欧州協調を志向した要因の1つと して、当時の英国が直面していた深刻な財政危機 が、下院指導者を兼任した外相による対外政策の 決定に影響を与えていた点を指摘したい。

本稿は、全3稿から構成される本研究の最終稿に相当する。第1稿では、テーマ選択の理由説明、先行研究の批判的検討、証明すべき仮説の提示に加え、18~20世紀における下院指導者と外交担当閣僚の兼任に関する分析を進めた<sup>2</sup>。その中では、首相以外の主要閣僚が兼任した場合、下院指導者は内閣での副首相格、与党での副党首格として、上院に属する首相の代行を下院で務めたこと、さらにカスルレーとカニングが外相と下院指導者を本格的に兼任した最後の事例であったこと

を指摘した。第2稿では、下院指導者としての両者に重点を置き、財政危機に関する認識と財政政策に対する関与を中心に分析を展開した<sup>3</sup>。その結果、両者は税収の半分以上を利払費に投入していた当時の英国における財政硬直化を明確に理解した上で、財相の弱点を補完するように野党対策や与党内調整を行い、財政政策の形成過程に参加していたことを証明した。そこで最終稿となる本稿では、外相としての両者に重点を置き、全面戦争の回避と相対的優位の維持を中心に分析を行う。

本稿では、1815年のナポレオン戦争終結以降、 カスルレーとカニングが列強諸国との全面戦争の 再発を阻止しようとした点に注目する。具体的に は、フランスが影響力を有するスペインと、英国 が影響力を有するポルトガルをめぐって発生した. 英仏両国の衝突危機に焦点を当てる。1820年代に おけるイベリア半島情勢の混乱に際して、英国は 自国の死活的利益と言えるポルトガルに陸軍を派 遣する(もしくはそれを示唆する)ことで、フラ ンスを牽制していた。これによって、英国はフラ ンスによるポルトガルへの軍事進出を阻止し、全 面戦争に発展するリスクの抑制を試みたものと考 えられる。しかし、当時の英国は深刻な財政危機 に見舞われており、十分な平時軍備を恒常的に維 持することは困難であった。そこで、英国は全面 戦争の危機が差し迫った時期に限って. 一時的に 陸軍費を増大させることで、ポルトガルへの陸軍 派遣(もしくはその示唆)に対応していたものと 見られる。以上の内容に基づいて本稿では、英国 が一時的な陸軍増強をブラフとして用いること で、フランスとの全面戦争の回避を図っていたと いう仮説を論証する。これを通じて、当時の英国 がどのように全面戦争の回避と相対的優位の維持 を両立したのかを、明らかにしていきたい。

本稿の構成は、以下の4章からなる。まず第1 章である本章では、最初に本研究の全体仮説を確 認し、これまでに発表した第1稿と第2稿の内容 を概説した上で、最終稿となる本稿で証明すべき 作業仮説を提示した。次の第2章では、両外相に よる外交政策の比較視座を規定すると共に、本稿 が全面戦争の回避手段として提起する陸軍増強ブ ラフに関する詳細な説明を行う。さらに本稿のメ インとなる第3章では、両外相期のイベリア半島 における英仏両国の衝突危機を具体的に検討す る。その際には、スペイン立憲革命とポルトガル 王位継承危機に注目し、前者の前半期(1820~ 22年) と後半期 (1822~26年), 後者 (1826~ 27年)の3つの時期区分を設定する。ここでは、 半島情勢の変化に伴う陸軍費の増減に注目し. カ スルレーとカニングがポルトガルへの陸軍派遣を 準備・実行した過程を追っていく。最後の第4章 では、本稿内容の要約と研究全体の仮説論証を確 認した上で、今後の課題を示して結びとする。

## 2. 外交政策に重点を置いた 両外相の兼任分析

### 2.1. カスルレー外交とカニング外交の比較視座

第1稿で指摘したように、カスルレーとカニン グの外交政策は、伝統的な先行研究では対照的な ものとして捉えられてきた4。そこでは、前者が 会議体制 (Congress System) と大国間同盟に基 づく協調外交を展開したのに対して. 後者は列強 諸国と距離を置いた一種の孤立外交を志向したと 解釈されてきた。また、前者が反動主義に基づく ウィーン体制の厳格な信奉者であったのに対し て、後者はウィーン体制の維持を志向しつつも、 スペイン・ギリシャ・南米などで展開された自由 主義運動に一定の理解を示していたことも指摘さ れた。しかし近年になると、両者の外交政策にお ける共通点を強調した研究も見られるようになっ た。カスルレー外交末期からカニング外交初期に かけてのヴェローナ会議に関しては、両者の認識 に相違が見られなかったことから、両者の外交政 策に見られる相違点は、国際情勢という環境的要 素によるものとの指摘もある5。しかしこれらの 先行研究では、外交政策を議論する際に財政政策

の影響を考慮しなかったため、一時的な陸軍費増 大に対する言及は見られず、それをブラフとして 利用した可能性にも触れていない。そこで本研究 では、外相と下院指導者の兼任という両者の新た な共通点を掘り起こし、軍事費を通じた財政政策 の影響を踏まえた上で、両者による外交政策を従 来とは異なる視点から分析する。

カスルレーとカニングは、フランス革命戦争 とナポレオン戦争に対する深い反省から、戦後 は列強諸国との全面戦争を回避しなければなら ないという認識を明確に持っていた。それを象 徴するフレーズとしては、カスルレーの "peace establishment", カニングの "God forbid war." が 挙げられる。これらのフレーズは、彼らだけが使 用する固有の表現ではないが、両者が全面戦争の 回避を主張する場面でしばしば見られる。"peace establishment"は「平時編制 | という意味の軍事 用語であり、カスルレーは下院の財政演説におい て、この表現をたびたび用いることで、恒久的平 和に基づく財政状態の健全化を目標として掲げ た<sup>6</sup>。その一方, "God forbid war." は「戦争なん てとんでもない」という意味の口語表現であり、 カニングは書簡や覚書の中で、全面戦争の財政的 な非合理性を指摘する際によく用いた<sup>7</sup>。第2稿 でも指摘したように、下院指導者を兼任していた 両者は全面戦争が国家破産に直結することを熟知 しており、それを全く無視した外交政策の展開は 困難であった。

ただし、列強諸国との全面戦争を回避するため には、それらの挑戦を牽制できるだけの平時軍備 を維持する必要があり、そのための財源確保は平 時財政の重要な課題であった。「長い18世紀」 (1688~1815年) の英国は、財政=軍事国家シス テムを背景に、国債発行を中心とする戦費調達を 行っていたため、強力な財政的制約を受けずに全 面戦争を遂行することができた8。また戦争終結 後にも余剰財源が確保され、平時軍備の維持が比 較的容易であったことから、柔軟な外交政策の展 開が可能であった。しかし「遅い19世紀」(1815 ~1914年) に入ると、累積債務の膨張によって 国債発行が限界を迎え、大増税なしに戦費調達を 行うことは不可能となったため, 全面戦争を回避 する必要性が高まった%。 さらにナポレオン戦争 が終結すると、減税と経費削減を求める運動が展

開され、余剰財源の確保と平時軍備の維持も困難になったのである。このように、「長い18世紀」の英国では、外交政策が財政政策を利用していたのに対して、「遅い19世紀」になると、財政政策は外交政策を制約していたものと考えられる。

19世紀初頭の英国も海軍戦力では列強諸国で 突出しており、ロシアとフランスの合計を超越す る戦力を保有する「二国標準主義」(two-power standard)を辛うじて維持していた<sup>10</sup>。たしかに、 地中海・北海・バルト海などの沿岸部では、圧倒 的優位を誇る英国海軍による心理的圧力は十分に 機能しており、列強諸国との全面戦争を抑止する 効果を発揮し得た。しかし、本稿の分析対象であ るイベリア半島の内陸部では、海軍戦力による心 理的圧力は効果を発揮せず、陸軍戦力のプレゼン スなしに列強諸国を牽制することは困難であっ た。19世紀初頭の英国における陸軍政策と外交 政策の関連性については、ナポレオン戦争期に当 時陸相であったカスルレーが推進した陸軍改革を 中心に検討した論文が見られる11。しかし、ナポ レオン戦争終結以降の外交政策と陸軍政策を論じ た研究は手薄であるため、本稿ではウィーン体制 初期の陸軍戦力による心理的圧力に光を当ててい きたい。

### 2.2. 陸軍増強ブラフによる全面戦争の危機回避

ナポレオン戦争直後の英国は、列強諸国の中で 唯一産業革命を達成していたため、経済力では突 出していたが、同時に当時の推計GNPの2倍に 及ぶ莫大な累積債務も抱えていた12。そのため. この時期の英国が回避すべき外交・財政政策にお ける最悪のシナリオは,「列強諸国との全面戦争 による国家破産 | と「死活的利益の譲歩による相 対的優位の喪失」であったと考えられる。しか し、全面戦争を回避しようとすると、死活的利益 の死守が危うくなり, 逆に死活的利益を死守しよ うとすると、全面戦争の回避が危うくなるという ように、両者はジレンマの関係にあったため、そ の両立は困難を極めた。ただし、ウィーン会議直 後の時期には、列強諸国もナポレオン戦争による 衝撃から回復していなかったため、英国との全面 戦争を望んではいなかった<sup>13</sup>。そのため、英国が 全面戦争を辞さないというブラフを駆使すること が、むしろそれを回避するための有効な手段とな

り得たのである14。

19世紀初頭の英国における死活的利益の範囲 に関しては、カニングが1823年2月の覚書で「列 強諸国に侵攻されるリスクを避けるべき地域」と して、①ハノーヴァー、②ポルトガル、③ネーデ ルラントの3つを挙げている<sup>15</sup>。①ハノーヴァー は当時の英国と同君連合の関係にあり、 ウィーン 会議での領土拡大もあって、その防衛は必須で あった。②ポルトガルは地中海の出入口に当た り、ジブラルタル・マルタなどの拠点と共に、英 国海軍にとって重要であった。 ③ネーデルラント は、特にその南部(後のベルギー)が英国と極め て近接しており、ロンドンの対岸に当たるため、 本国防衛の命運を握る地域であった16。またスペ インは、ブルボン王家の共通性や領土の近接性か らフランスの影響力が強い地域であったが、ポル トガルに隣接していたため、英国にとっても死活 的利益に準ずる地域であった。本稿では、このス ペイン・ポルトガル両国を中心に議論を展開す

フランス革命戦争が、 当初は短期戦という想定 で始まったにもかかわらず、ナポレオン戦争も含 めて四半世紀に及ぶ長期戦となったように、 局地 戦争が全面戦争へ発展する危険は十分にあっ た17。カスルレーとカニングは、列強諸国との全 面戦争を確実に阻止するため、 局地戦争の発生も 慎重に回避する姿勢を示した。詳細は第3章で述 べるが、カスルレーは英国の死活的利益であるポ ルトガルに隣接するスペインに対しても、フラン スの影響力が高まることを神経質に警戒してい た。またカニングも、ナポレオン戦争末期に展開 された半島戦争を引き合いに出し、フランスによ るスペイン干渉を武力で阻止しようとすれば、半 島戦争の再来となることを警告していた。このよ うに、ウィーン会議直後の1820年代においても、 イベリア半島は英仏両国の影響力が拮抗する地域 であったため、 両外相が全面戦争の回避と死活的 利益の死守を両立することは容易ではなかった。

当時の英国は、自国の死活的利益以外の地域に対しては、強大な海軍戦力による心理的圧力を背景に外交交渉での利益拡大に努める一方、列強諸国の死活的利益に一定の譲歩を行うことで、全面戦争を巧妙に回避していた。ナポリ革命に対するイタリアの軍事介入や、ギリシャ独立戦争末期の

露土戦争に際しても,英国は陸軍戦力の派遣を検討しなかった。しかし自国の死活的利益に対しては,海軍戦力を背景とする外交交渉に加え,陸軍戦力を派遣することで当該地域のプレゼンスを高め,列強諸国による挑戦的行動を制約していた。本稿で主に検討するスペイン立憲革命やポルトガル王位継承危機では,実際に英国陸軍の派遣が準備・実行されている。このように,英国は死活的利益と非死活的利益を区別し,それぞれに異なる対応をとっていたと考えられる。特に典型的な海軍国家であった英国が,比較的脆弱な陸軍戦力まで外交政策の背景として利用していた点は,注目に値する。

前述したように、1820年代の英国は深刻な財 政危機に見舞われていたにもかかわらず、その海 軍戦力は露仏両国の合計に匹敵しており、 五大国 でも圧倒的な規模を誇っていた。しかし、それと は対照的に陸軍戦力は極めて脆弱であった。1820 年時点における五大国の陸軍・海軍戦力を合計し た総兵力を比較すると、英国の14.4万人に対し て, ロシアは77.2万人, オーストリアは25.8万人, フランスは20.8万人、プロイセンは13万人であっ た18。プロイセンは陸軍国家であり、他の国家も 総兵力の大半が陸軍であることを考慮すれば. 英 国陸軍は五大国で最も脆弱であったと考えられ る。ただし、海軍国家の英国においても陸軍費は 海軍費を凌駕しており、深刻な財政危機下にある 英国の強力な足枷となっていた。比較的安価で利 用価値の高い海軍戦力に対して、比較的高価で利 用価値の低い陸軍戦力は、英国議会の財政審議に おいて、急進派などの野党勢力による批判対象と なった。

英国では名誉革命以前から、君主による常備軍の恣意的な利用への忌避感があったため、過度な陸軍戦力の保有は議会の批判を受けてきた。1815年にナポレオン戦争が終結すると、深刻な財政危機を背景に経費削減が要求され、陸軍費は真っ先にその槍玉に挙げられた。特に急進派のヒューム(Joseph Hume)らは、フランス革命戦争の参戦前年(1792年)の陸軍費を基準として、ナポレオン戦争終結後の陸軍費が過大であるとの批判を展開した<sup>19</sup>。しかし、四半世紀に及んだ対仏戦争の経費拡大とインフレによって、英国が戦時財政から平時財政への移行を完了した1818年度でも、

陸軍費は1792年度の2.5倍に達していた。そのためカスルレーは、1817年2月7日の財政審議で「陸軍費増大のみを考慮するなら、現在の経費と1792年のそれとの間で、公平な比較はできないと言うだけで事足りるだろう。」と述べ、野党勢力が唱えた「1792年基準」を非現実的な発想として却下した $^{20}$ 。

1818年度から1827年度までの英国における軍 事費の推移は、文末のグラフの通りである。統計 資料では陸軍費と軍需費が合算されているが、実 際は軍需費を除いても陸軍費は海軍費を超過して おり、五大国最弱の陸軍は五大国最強の海軍より 多額の費用を費やしていた。1818年にウェリン トン (1st Duke of Wellington) 将軍が指揮する 駐留部隊がフランスから撤退し21. 英国が平時財 政に移行すると、陸軍・軍需費は900万ポンド前 後. 海軍費は600万ポンド前後に落ち着いた。た だしフランス駐留部隊の撤退以降も、1820~22 年度、1827年度の4カ年に限っては、陸軍・軍需 費が1000万ポンドを超えていた。1848年に二月・ 三月革命が発生するまで、陸軍・軍需費がこの水 準まで達したのはこの時期だけであり、極めて特 異な年度であった。この4カ年のうち、1820~22 年度はスペイン立憲革命、1827年度はポルトガ ル王位継承危機と重なっており、イベリア半島の 情勢が悪化した時期と符合している。

以上で見てきたように、1820年代の英国は深 刻な財政危機に直面しており、十分な陸軍戦力を 長期的に保持することが困難であったため、死活 的利益が危機に瀕した場合のみ. 一時的に陸軍費 を増大させることで、列強諸国の行動を牽制して いたものと考えられる。これを踏まえて次章で は、イベリア半島をめぐってフランスとの全面戦 争の危機が生じたスペイン立憲革命とポルトガル 王位継承危機に焦点を当て、カスルレーとカニン グが全面戦争を回避するために、一時的な陸軍増 強をブラフとして利用した過程を検討していく。 第1節では、カスルレー外交末期に該当するスペ イン立憲革命の前半期を、第2節では、カニング 外交前期に該当するスペイン立憲革命の後半期 を、第3節では、カニング外交末期に該当するポ ルトガル王位継承危機を分析する。

## 3. イベリア半島における 陸軍増強ブラフの利用

## 3.1. スペイン立憲革命・前半 (カスルレー外交末期)

1815年11月の第2次パリ条約の締結によって, ナポレオン戦争が終結すると同時に、英・露・墺・ 普は四国同盟を結成し、会議体制の基盤を確立し た。この軍事同盟とは別に、露・墺・普を中心にキ リスト教精神に基づく君主間同盟である神聖同盟も 結ばれたが、カスルレーはこれを「崇高なる神秘と ナンセンス ("sublime mysticism and nonsense") と評し、英国の同盟参加を拒否した。その一方 で、カスルレーはウィーン体制の成立のため、ナ ポレオン戦争の終結前後からオーストリアのメッ テルニヒ (Klemens von Metternich) 外相と緊 密な連携を維持してきた22。こうした経緯を背景 に、 当時の英国はオーストリアとの比較的良好な 関係を基軸に据えることで、露・墺・普の東方三 列強との絶妙な距離感を保っていた。1818年の アーヘン会議においてフランスが列強同盟に参加 し,四国同盟が五国同盟に発展すると,会議体制 の基盤強化によって欧州情勢は安定するかに見え た。

しかし1820年代に入ると、イベリア半島やイ タリア半島で自由主義を背景とする革命が相次い で発生し、反動主義に基づく会議体制は早くも試 練を迎えた。イベリア半島では、1820年1月にス ペイン立憲革命が、同20年8月にはポルトガル自 由主義革命が発生し、またイタリア半島ではカル ボナリ党 (Carbonari) の指導によって、1820年 7月にナポリ革命が、翌21年3月にピエモンテ革 命が発生した。こうした革命の多発に対して、イ タリア半島に影響力を有していたオーストリアの メッテルニヒは、トロッポウ会議でナポリ革命へ の軍事介入を提起し、ライバッハ会議でその最終 的な承認を得た。しかし、カスルレーはメッテル ニヒが会議体制による国際的承認を背景に軍事 介入を行うことに反発し、両会議に正式な英国 の全権代表を派遣せず、異母弟のステュアート (Baron Stewart) を非公式のオブザーバーとし て派遣するに留めた23。このようなナポリ革命を

めぐるカスルレーとメッテルニヒの関係悪化は, 対墺関係を基軸に東方三列強との連携を模索して きた英国の孤立を浮き彫りにし,会議体制の基盤 を動揺させた。

オーストリアによるナポリへの軍事介入が国際 的承認を得たことは、フランスによるスペインへ の軍事介入にも、同様に国際的承認が与えられる 可能性があることを意味した。スペインはピレ ネー山脈を挟んでフランスと隣接している上、当 時はブルボン家による支配下にあったため. 地縁 的・血縁的にフランスの影響力を受けていた。そ れに対して、ポルトガルは1703年のメシュエン 条約締結以来、英国と密接な経済的関係を築いて おり、その影響力は南米植民地にまで及んでい た<sup>24</sup>。ナポレオン戦争末期にポルトガル国王の ジョアン6世 (John VI of Portugal) がブラジル に亡命すると、ウェリントンは英国陸軍と共にポ ルトガル陸軍もその指揮下に置いた25。こうした 経緯から、フランスによるスペイン立憲革命への 軍事介入は、隣国のポルトガルに影響力を有する 英国にとって、安全保障上の脅威となり得るもの であった。

ナポレオン戦争の終結以降もジョアン6世はブ ラジルに滞在したため、ポルトガルは英国の支配 下に置かれ、事実上の保護国となっていた。ベレ スフォード (William Beresford) 将軍を司令官 とする英国陸軍のポルトガル駐留部隊は、ポルト ガル陸軍の指揮権を掌握した上で、その内政にも 影響を及ぼした<sup>26</sup>。こうした英国による事実上の 支配に不満を募らせた自由主義派は、スペイン立 憲革命に触発されて、1820年8月に自由主義革命 を起こした。この革命発生時に、ブラジルのジョ アン6世を訪問するためポルトガルを留守にして いたベレスフォードは、慌てて引き返したが、再 入国を拒否されて英国に帰還した27。自由主義派 は他の英国陸軍士官も国外に追放した上で、ジョ アン6世に本国帰還を要請し、これを実現させた。 フランスによるスペイン立憲革命への軍事介入が 想定される中で、英国がポルトガルへの影響力を 大きく減退させたことは、イベリア半島の情勢を 不安定なものにした。

こうしたイベリア半島の状況変化に際して,カスルレーは死活的利益としてのポルトガルを重視するだけでなく,その隣国のスペインにも多大な

関心を払っていた。スペイン立憲革命の発生以 後、ウェリントンの末弟で駐西大使のウェルズ リー (Henry Wellesley) や、その代理のハー ヴェイ (Lionel Harvey) から、スペイン情勢に 関する報告を受けていた。ウェルズリーによる 1820年1月27日、2月8日、2月25日付の書簡では、 武装蜂起から憲法復活に到るまでの、革命初期の 状況変化が綴られている28。またウェルズリーの 大使離任以降は、その代理のハーヴェイが1821 年1月5日, 1月17日, 1月28日付の書簡で、国 王フェルナンド7世 (Ferdinand VII of Spain) を担ぐ絶対主義派と自由主義派との駆け引きを. 1821年12月18日と翌22年4月6日付の書簡で、 絶対主義派によるフランスへの軍事介入要請を報 じている29。これらの詳細な現地報告を受けて. カスルレーは立憲革命の進展状況とフランスによ る軍事介入の可能性に関して. 早期のうちから認 識を深めていたと考えられる。

1821年のライバッハ会議でオーストリアによるナ ポリへの軍事介入が決定的となると、カスルレー はナポリ革命とスペイン立憲革命を明確に区別す ることで、後者に対するフランスの軍事介入に正 当性はないと主張したが、同時にその可能性を憂 慮するようになった。実際に、カスルレーは1821 年2月21日のナポリ革命に関する下院審議の中で、 スペイン立憲革命には「いくつか妥当な根拠があ り (there were several plausible grounds). 「ナ ポリの事例はまるで異なる」(the case in Naples was very different) と述べて、軍事介入の必要性 がない点を強調している30。カスルレーはオース トリアによるナポリへの軍事介入に関して、列強 諸国による国際的承認を得た点を批判したもの の. オーストリアが単独でナポリに介入する限 り、それを容認する姿勢を示していた<sup>31</sup>。1821年 2月時点では、英国以外の列強諸国もフランスの 軍事介入に国際的承認を与えることに否定的で あったが、カスルレーはスペインがナポリと同じ 路線を辿ることを早くも恐れていた。

1820年の同時多発的な自由主義革命の発生を受けて、リヴァプール政権は1819年度に910万ポンドまで削減した陸軍・軍需費を、1820年度には1030万ポンドまで回復させた。しかし1821年になってイタリア半島の革命が鎮圧されても、陸軍・軍需費は削減されず、1821・22年度に到っ

ても、依然として1000万ポンドを超える高水準が維持されていた<sup>32</sup>。カスルレーは1821年3月12日の陸軍予算に関する下院審議で、野党の急進的な陸軍費の削減案に対して「提案が現実的であれば、支持を惜しまなかったはずだ」と述べる一方で、たとえ陸軍費を大幅に削減することで一時的に国民の負担を軽減しても、「我が国の苦難は除去・緩和され得るものではない」と強調し、最終的に陸軍費の現状維持を主張している<sup>33</sup>。1821・22年度においても高水準の陸軍・軍需費が維持されたことは、野党勢力による経費削減要求に対して恰好の材料を与えたため、議会では激しい議論が展開された。

カスルレーは外交・陸軍政策に関する議会審議 で、「我が国の苦難 | (the distress of the country). 「我々の危機的な状況」(the exigencies of our situation)という抽象的な表現を用いることで. イベリア半島の情勢変化に関する具体的な言及を 避けて、高水準の陸軍費を維持するための理由を 明確にしなかった。これに対して野党は、その説 明を要求すると共に、前述した「1792年基準」 を始めとする様々な根拠を示し、大幅な陸軍費削 減を主張した。急進派のヒュームは1821年3月 14日の陸軍予算に関する下院審議で、各地で展 開されている革命に対する英国の中立維持を主張 し、高水準の陸軍費を維持する必要性を否定し た34。 さらにヒュームは、1817年の財政委員会で リヴァプール政権が経費削減の推進を表明したこ とを持ち出して、これを「1792年基準」と並ぶ 陸軍費削減のための新たな根拠とした<sup>35</sup>。このよ うに1821・22年には、財政審議における歳出改 革の要求が活発化しており、カスルレーがあえて 「イベリア半島情勢への対応」という陸軍費維持 の理由を伏せたのは, 野党勢力に陸軍費削減のた めの新たな言質を与えないためであったと考えら

カスルレーは議会発言において、「スペイン」や「ポルトガル」というワードすら滅多に用いないほど慎重な姿勢を見せたが、ポルトガルへの陸軍再派遣を示唆した場面はあった。彼は1821年3月12日の陸軍予算に関する下院審議において、野党からの批判に対応し、議論となっているのは国内駐留部隊であって、海外駐留部隊ではないことを確認した上で、「これらの問題は全て、我々

の置かれている危機的状況から説明されねばならない」と述べ、過大との批判を受けた国内駐留部隊の一部を、海外へ派遣する用意があることを匂わせた。さらにカスルレーは、ナポリ革命に対しては「一兵の増強も必要とされない」と付け加えることで、「我々の置かれている危機的状況」がスペイン立憲革命を指すことを暗に示した<sup>56</sup>。このようにカスルレーは、後述するカニングとは対照的に、陸軍増強の意図を秘匿したが、実際にはカニング以上に、イベリア半島情勢に対して神経を尖らせていた。

カスルレー死去の翌年、1823年4月にフランス によるスペイン立憲革命への軍事介入が実行され る時期になると、与党政治家がカスルレー生前の 手記や書簡を議会で披露した。1823年4月24日 のスペイン問題に関する上院審議で、リヴァプー ル (2nd Earl of Liverpool) 首相は1821年当時の カスルレーの手記を紹介した。その中でカスル レーは、フランスの軍事介入に当初反対していた 列強諸国が、スペイン王家の要請に応じて軍事 介入の支持に回ることを警戒していた<sup>37</sup>。また同 一の上院審議で、後に外相となってカスルレー の外交路線を継承したアバディーン (4th Earl of Aberdeen) は、1821年当時のカスルレーとウェ リントンの往復書簡を取り上げた。その中でウェ リントンはカスルレーに対して、「スペイン侵攻 が引き起こす危険(半島戦争の再来)をフランス に示す」ことが、フランスの軍事介入を未然に阻 止するための方法として、最も効果的であると述 べている38。これらの手記や書簡の内容から判断 すると、カスルレーは1821年の時点で既にフラ ンスの軍事介入を想定し、何らかの対抗手段を採 る必要性があることを認識しており、それが高水 準の陸軍費維持をもたらす原因の1つになったと 考えられる。

カスルレーは議会発言・書簡・手記のいずれにおいても、高水準の陸軍費維持によって増強された陸軍戦力の具体的な用途を明言していないため、その確定は困難である。ただし、彼が執筆したヴェローナ会議に対する訓令では、スペイン問題への中立・不干渉が原則とされており、フランスの軍事介入を阻止するため、全面戦争を覚悟してスペインに陸軍を投入することは想定されていなかった3°。実際は、自由主義革命によって撤退

を強いられたポルトガルに陸軍の再派遣を検討したか、それを常に可能な状態にするため、本国に兵力を待機させておいたかの、いずれかであろう。社会史学者のフェイ(C.R. Fay)は、カスルレーが1821年にポルトガルへの陸軍再派遣を具体的に構想していたと指摘しており、外交史学者のシェンク(H.G. Schenk)もその可能性を認めてはいるが<sup>40</sup>、その論拠となる一次史料が提示されていないため、厳密な実証分析としては疑問が残る。本稿では、確認可能な範囲内の一次史料を用いて、複数の傍証を積み重ねることで、カスルレーがポルトガルへの陸軍再派遣を可能とする条件を整えていたと指摘するに留めておく。

# 3.2. スペイン立憲革命・後半 (カニング外交前期)

1822年8月、フランスのスペイン派兵問題を協 議するヴェローナ会議の開催を目前に、カスル レーは突如として自殺を図った。リヴァプール首 相は外相・下院指導者の後任として、カスルレー のライバルであったカニングを据え、 さらにカニ ング派のロビンソン (Frederick John Robinson) とハスキソン (William Huskisson) を入閣させ. その脇を固めさせた41。外相交代がヴェローナ会 議の開催直前であったこともあり、カニングはカ スルレーが生前に準備した会議訓令を書き換える ことなく、そのまま全権代表のウェリントンに手 交した42。フランスのスペイン派兵問題に関し て、カスルレー外交末期とカニング外交初期にお ける英国の外交方針が、中立・不干渉を原則とす る点で一致していたのは、先述した通りである。 しかし当該時期における陸軍政策では、前者が高 水準の陸軍費を維持したのに対して、後者は大幅 な陸軍費の削減に踏み切っており、 その対応は対 照的なものとなった。

1822年10月に開かれたヴェローナ会議において、フランスのスペインへの軍事介入は、英国以外の列強諸国によって承認された。これによって、トロッポウ・ライバッハ両会議におけるオーストリアのナポリ派兵問題に端を発した英国の孤立は決定的なものとなり、五国同盟に基づく会議体制は、ウィーン会議からわずか7年間で事実上の機能停止に陥った。このヴェローナ会議以降、カニングは列強諸国と距離を置きつつも、個別の

問題に応じて二国間外交を展開することで、多国間同盟の枠組に拘束されない一種の孤立外交を志向した<sup>43</sup>。カニング外交期は、会議体制から会議外交(Conference Diplomacy)への過渡期に当たり、欧州において新たな国際システムのあり方が模索されることとなった<sup>44</sup>。

スペイン立憲革命の発生当初、列強諸国はナポ レオン戦争の敗戦国であるフランスがスペインに 再び強い影響力を持つことを懸念し、その軍事介 入に消極的な姿勢を示していた。しかし、1822 年6月に国王フェルナンド7世が廃位に追い込ま れると、情勢は一変した。立憲革命の更なる急進 化を恐れた東方三列強は、ヴェローナ会議でフラ ンスの軍事介入を承認し、それに基づいて翌23 年4月には10万人のフランス陸軍がスペインに進 攻した。カスルレーは自殺直前に、フランスのス ペイン派兵はもはや避けられないと認識してお り、フランスとの全面戦争を回避するため、スペ イン問題に対する中立・不干渉を原則とした45。 この原則はカニングにも継承され、1822年12月 におけるヴェローナ会議の決議以降は、英国議会 にもフランスの軍事介入は不可避との認識が広く 浸透したため46. 1823年に入るとスペイン問題の 争点は、軍事介入の事前阻止からその事後処理へ と移行していった。

カニングは議会発言・書簡・覚書において、フ ランスのスペイン派兵を武力によって阻止するリ スクを強調し、カスルレーの提起した中立・不干 渉の原則をさらに徹底していった。1823年2月の スペイン問題に関する覚書では、「もし英国が戦 争に参加すれば、フランスはこの機に乗じて、間 違いなく対西戦争を対英戦争に切り換えるだろ う | と危惧している<sup>47</sup>。また1823年4月30日のス ペイン問題に関する下院審議では、1812~14年 の半島戦争に投入した戦費を3300万ポンドと概 算した上で、「絶対的かつ不可避な危機も名誉も 利益もないのに、その経費を再び負担できよう か? | と述べ、戦費が国益に見合わないと指摘し た48。さらに1824年11月27日のリヴァプール首 相に宛てた書簡では、スペインでのフランスとの 全面戦争は「半島戦争における英国陸軍の苦難と 浪費」を繰り返すだけと主張している49。このよ うにカニングは、スペイン問題への干渉が半島戦 争の再来となることを恐れており、中立・不干渉 を貫徹することが、英国にとって最善の選択であると認識していた。

さらにカニングは、カスルレーが強い関心を 向けなかった南米諸国の独立運動に注目し、こ れを支援することで、宗主国のスペインやフラ ンスを間接的に牽制する方針を採用した。英国に よる南米諸国の独立支援は、自由貿易政策に基づ く原料調達地と商品市場の確保という経済的側面 が重視される傾向が強いが、カニングは旧スペイ ン植民地からフランスの影響力を排除し、その軍 事力を大西洋両岸に分散させるという外交的側面 を重視していた。カニングは1823年2月のスペ イン問題に関する覚書で、「我々はスペインやフ ランスの計画を妨げるための容易で効果的な手段 を有している」として南米諸国の独立支援に触 れ、「そこ(南米)では英国海軍の優位がものを 言う (There our naval superiority would tell.) と述べ、仏西両国の牽制に自信を見せた50。カニ ングは、スペイン問題に対する不干渉原則と南米 諸国の独立支援による牽制を通じて、少なくとも 1823年までは、全面戦争の回避を確信していた ようである。

そのため、フランスのスペイン派兵が決定的な 状況にもかかわらず、リヴァプール政権は1823 年度の陸軍・軍需費を、前年度の1040万ポンド から870万ポンドへ大幅に削減した51。この陸軍 費の予算審議は、4月のフランスによる軍事介入 の直前である2~3月に行われているため、スペ イン問題に対する英国の不干渉を鮮明にする意図 があったものと思われる。またフランスのスペイ ンでの軍事行動は、ヴェローナ会議における国際 的承認に拘束されていたため、勢いに乗じてポル トガルに乱入する可能性は低下し、陸軍増強の必 要性は一時的に薄れた。さらに1820~22年度に おける高水準の陸軍費維持は、野党勢力の激しい 批判によって限界に達していたため、 カニング派 のロビンソン財相やハスキソン商相は軍事費を中 心とする歳出改革に着手した52。また彼らは、ス ペイン問題の最中にもかかわらず、陸軍・海軍・ 軍需費の大幅な削減で生じた余剰財源の一部を. 自由貿易政策における関税引き下げによって発生 する赤字の補填に充当しており、その大胆さが窺 い知れる。

フランスのスペイン派兵を目前にして、リヴァ

プール政権は陸軍・軍需費の大幅な削減を断行し たため、1823年度の予算審議では野党勢力によ る批判の矛先は明らかに鈍っていた。1823年3月 10日の陸軍費に関する下院審議で、前年度と前々 年度に陸軍費削減を激しく要求した急進派の ヒュームは、この年度に「1792年基準」を持ち 出さなかったばかりか、「現在のスペイン情勢で は、陸軍編制を削減することは賢明でないかもし れない」と述べた上で少額の削減案を提示してお り、経費削減要求の急先鋒としては異例な態度に 終始した<sup>53</sup>。またカニングも1823年時点では、ス ペインに軍事介入したフランス軍は現地の支持を 得にくいことから、革命政権を倒して平和を回復 すれば、早々に撤退すると楽観視していたため、 即座に派遣可能な余剰兵力を恒常的に保持する必 要性を実感していなかった54。

しかし、スペインでの英仏戦争の回避に関して は楽観的であったカニングも、立憲革命の軍事制 圧に成功したフランス軍が、余勢を駆ってポルト ガルに侵入する可能性を、完全には否定しきれな かった。そのため、カニングはスペインに対する 中立・非干渉を堅持する一方で、死活的利益に該 当するポルトガルに関しては、軍事介入の実行以 前から防衛体制の構築を視野に入れていた。1823 年2月のスペイン問題に関する覚書で、カニング は半島戦争の経験から「ポルトガルでの防衛戦 は、スペインでの陸上戦と比較すれば、遥かに困 難が少ない」と指摘した上で、「ポルトガル人は 自国の防衛に熱心である」(the Portuguese are desirous of defending ourselves) ため、「(フラ ンス軍が侵入すれば) 我々に支援を要請するだろ う」(ask for our assistance) と述べ、危機が目 前に迫れば陸軍再派遣が可能な環境が整備される との認識を示した<sup>55</sup>。このようにカニングは, カ スルレーとは対照的に、英国の死活的利益に当た るポルトガルと隣国のスペインを明確に分離する ことで、フランスの軍事介入に対応した。

1823年4月にスペインに進攻したフランス軍は、9月にフェルナンド7世を復位させ、11月に革命指導者のリエゴを(Rafael del Riego)処刑し、7カ月で革命を収束に導いた。しかし、1824年に入ってもフランス軍はスペインから撤兵せず、フェルナンド7世からの要請を根拠に長期駐留の構えを見せた56。同年9月にフランスのルイ18世

(Louis XVIII of France) が逝去し、絶対主義の 信奉者である弟のシャルル10世 (Charles X of France) が即位すると、撤兵の可能性はますます薄 れていった。こうした状況下で、しばらく事態を静 観してきたカニングも、 年末には焦りを見せ始めた。 駐仏大使のグランヴィル(1st Earl Granville)に宛 てた1824年12月20日付の書簡で、グランヴィルが 以前に伝えた「数ヶ月以内にフランス政府は部分的 な撤兵を開始するかもしれない というフランスの ヴィレール (Jean-Baptiste de Villèle) 首相の言葉 に対して、カニングは「その意図がまるで分からな い (not by any means clear in its meaning) と述 べ, その実現性を全く信じていなかった<sup>57</sup>。フラ ンス軍のスペインへの長期駐留はカニングの楽観 論を覆す転換点となり、1824年以降、ポルトガ ルへの陸軍再派遣の必要性が検討されるように なった。

スペインのフェルナンド7世は復位を果たすと、 旧革命勢力に与えた恩赦を反故にして壮絶な報復 を行ったため、国内は反動一色に染まった。また フランス軍のスペインへの長期駐留がもたらす強 大な心理的圧力は、 隣国のポルトガルに対して深 刻な脅威を与えていた。ポルトガルのジョアン6 世と彼を支持する自由主義派は、スペインにおけ る旧革命勢力の駆逐とフランス軍の長期駐留が国 内の絶対主義派を勢い付かせ、自国の安全保障を 脅かすことを強く恐れていた。カニングはこうし たジョアン6世と自由主義派の懸念に乗じて. 1820年の自由主義革命によって国外追放された 元英国駐留軍司令官のベレスフォードを. 1824 年に非公式な軍事顧問という形式で、 ポルトガル に受け入れさせることに成功した<sup>58</sup>。彼は以前と 同様にポルトガルの陸軍司令官に就任し、現地陸 軍の指揮権を掌握することで, 仏西両国に対して 1820年以前と同様の防衛体制を整備していった。

## 3.3. ポルトガル王位継承危機 (カニング外交後期)

ジョアン6世による治世中はポルトガルの国内情勢も安定していたが、1826年3月に彼が死去すると王位継承問題が発生した<sup>59</sup>。ジョアン6世周辺の自由主義派は、彼の次男で当時ブラジル皇帝であったペドロ1世(Pedro I of Brazil)を支持したため、ペドロはブラジル皇帝のまま、ペドロ

4世 (Pedro IV of Portugal) としてポルトガル 国王に即位した。しかしポルトガルと同君連合を 形成することは、ブラジル国民の強い反発を招く ことになり60、ペドロは在位数ヵ月でポルトガル 王位を退き、長女のマリアにそれを譲った。その マリア2世 (Maria II of Portugal) は即位時に7 歳であり、父親もブラジルで現地を統治していた ため、先君以来の自由主義派が実権を掌握し、絶 対主義派を中枢から排除した。ただしこの事態を 予期していた絶対主義派は、ジョアン6世の三男 のミゲル (Dom Miguel) を姪のマリア2世と婚 約させ、将来的に摂政とすることを約束させてい た。このミゲルは父親の勘気を被ってオーストリ アに追放され、そこでメッテルニヒの影響を強く 受けて絶対主義の信奉者となった人物であっ た61。こうしてマリア2世を支持する自由主義派 とミゲルを支持する絶対主義派の対立は先鋭化 し、ポルトガルの国内情勢は不安定となった。

その一方で、1825年のブラジル独立承認によって、半島戦争によるイベリア半島の混乱に端を発した南米諸国の活発な独立運動は、収束に向かった。カニングの外相就任以来、英国は独立運動への支援を通じて、フランスに先んじて南米諸国に対する経済的な影響力を拡大することに成功してきた。しかし、独立運動の収束によってスペインとフランスに対する間接的牽制の効果も薄れたため、王位継承危機が発生する頃にはポルトガルへの介入リスクも増大した62。また1826年になっても、フランス軍はスペインへの駐留を継続しており、王位継承危機が紛糾すれば、ポルトガルに侵入する口実を与える可能性があった。カニングはこうしたイベリア半島の情勢変化を受け、ポルトガルにおける防衛体制に不安を感じ始めていた。

英国陸軍のベレスフォードは、1826年にポルトガルの陸軍司令官から陸相となったが、ポルトガル陸軍の実権を掌握すると、彼の行動には傍若無人なものが目立つようになった。1826年10月2日・9日・16日に、カニングはパリからリヴァプール首相に書簡を送り、ベレスフォードの行動に痛烈な苦言を呈した上で、今後の対応に関する相談を行っている。その中では、ベレスフォードが駐匍大使のコート(William à Court)との対立関係から、カニングの指示まで軽視するようになったこと $^{63}$ 、さらに彼が立憲君主制に反対する

ような急進主義者や絶対主義者と親しく交友し、 そのような反政府分子を陸軍士官に取り立てたことが報告されている<sup>64</sup>。最後にカニングは、「ベレスフォードに裁量権を与えた上で、リスボンへ派遣したことに、極めて大いなる疑念を抱いている」と述べており<sup>65</sup>、そこからはベレスフォードのポルトガルへの再派遣に深く後悔している様子が窺い知れる。

以上のような王位継承危機とベレスフォード問題を背景として、カニングとリヴァプールは、1826年12月に5000人規模の正式な遠征部隊を編成し、ポルトガルへと派遣した。このポルトガル遠征部隊の司令官となったクリントン(William Henry Clinton)将軍は、派遣決定時に軍需局副長官(Lieutenant-General of the Ordnance)の役職に就いていた<sup>66</sup>。このポストは、ベレスフォードがポルトガルに派遣された当時に就いていたもので、長官にウェリントンを戴く陸軍将校の出世コースであったため、この人事は極めて順当であった。カニングは、王位継承危機によるポルトガルの混乱に乗じて、女王周辺の自由主義派を説き伏せ、自由主義革命による追放から6年ぶりに、英国駐留部隊の受け入れを承認させた。

1826年12月のポルトガルへの遠征部隊の派遣 を受けて、リヴァプール政権は1827年度の陸軍・ 軍需費を, 前年度の920万ポンドから1020万ポン ドへと再び大幅に増大させた<sup>67</sup>。1823年度の大幅 な経費削減以来, カニングと同派の財政閣僚の指 導によって, 英国の陸軍・軍需費は低水準に抑え られてきたが、この年度には1820~22年度の高 水準へと回帰した。しかし1827年度にはポルト ガル問題に対応するため、海軍費も580万ポンド から650万ポンドまで増大しており、軍事費の増 額分を全て増税で調達するのは非常に困難であっ た。そこでカニング外相やロビンソン財相は、厳 格な財政規律の観点からは禁じ手とされてきた減 債基金の流用や短期債券の発行にまで踏み込み, 必要経費の半分程度を確保することに成功した が. これを契機に減債基金制度は大幅な規模縮小 を余儀なくされた68。

このようにリヴァプール政権は、1827年度に おける陸軍・軍需費の経費拡大に際して、大規模 な増税を回避したため、予算案は無事に議会を通 過した。しかし、厳格な財政規律に反した例外的 な財政措置で財源確保を強行したことは、野党勢力による批判対象となった。1827年2月19日の陸軍予算に関する下院審議で、急進派のヒュームは「国家の危急にも、これほど大規模の陸軍は必要ない」、「下院がポルトガル遠征への支援を約束したとしても、(中略)私はただ我が国の陸軍規模に異議を唱えるだけである」と痛烈な批判を展開した6%。また翌20日の陸軍予算審議でも、「この予算案にはポルトガル遠征の経費は全て含まれているのか、それとも将来的に再び追加費用を要求するつもりか」と経費規模の確定を迫った70。1827年度のポルトガル問題に関する陸軍増強で見せたヒュームの厳格な態度は、1823年度のスペイン問題に関する陸軍縮小で見せた穏健な態度とは、極めて対照的であった。

カスルレーがスペイン問題の際に、陸軍増強の 意図を慎重に秘匿した事例とは対照的に、カニン グはポルトガル問題に際して. むしろ危機を強調 し、陸軍増強の正当性を主張した。1827年4月に 病気で退陣したリヴァプールに代わって、首相と なった晩年のカニングは、同年6月8日のポルト ガル問題に関する下院審議で、「ポルトガルに陸 軍を派遣する根拠は、下院にて十分に説明し尽く し、全会一致に近い賛同を得たので、もはや何も 言及することはない」と述べることで、ポルトガ ルへの陸軍再派遣に関する自身の決断に強い自信 を示した71。そもそも、1827年2~3月の陸軍予 算審議で財源を確保する数ヶ月前に、ポルトガル への部隊派遣は既に実行されており、カニングは その必然性を強調する必要があった。そのため、 野党からの批判を覚悟した上で、陸軍費増大の意 図を鮮明にしたのである。

またカニングは海軍戦力の場合と同様に、陸 軍戦力のプレゼンスを明確に意識しており、フ ランスとの全面戦争を回避するため、ポルトガ ルに英国陸軍を派遣する意義を強調した。1827 年6月8日のポルトガル問題に関する下院審議で、 カニングは「ポルトガルに『英国陸軍を派遣し たという事実だけで』(the mere fact of sending our troops)、ポルトガルを脅かす破滅の危険を 回避できる」、「ポルトガルの国土に『英国陸軍が ただ存在しているというだけで』(by the mere presence of the British forces)、実際に武力を行 使しなくても危険は退けられる」と述べ、ポルト ガルへの部隊派遣はフランスとの全面戦争のリスクを高めるものではなく、逆にそれを抑えるための措置であると説明した<sup>72</sup>。英国陸軍のポルトガル駐留部隊は5000人規模であり、それがポルトガル軍に加わっても、仏西連合軍に対する物理的な防衛効果は希薄であったが、フランスが英国との全面戦争を回避しようとする限り、その心理的な防衛効果は十分に期待できた<sup>73</sup>。

1827年8月にカニングが死去した後,王位継承危機はついにポルトガル内戦(ミゲリスタ戦争)に発展した<sup>14</sup>。1828年にミゲルが姪のマリア2世の摂政となるため帰国した際,ミゲル1世(Miguel I of Portugal)として突如即位を宣言したためである。開戦当初はミゲル1世を擁する絶対主義派が戦線を有利に展開する一方,マリア2世を擁する自由主義派は劣勢に追い込まれた。これに対して英国のウェリントン政権は、絶対主義派による優勢という現状を追認し、ミゲル1世を正式な国王として承認した。この方針は、内戦発生後も列強諸国と歩調を合わせることで、全面戦争を回避するための苦肉の策であった。

しかし1831年にペドロ1世がポルトガルに帰還すると、内戦の様相は一変した<sup>75</sup>。英国で半世紀ぶりに本格的な政権交代を実現したグレイ(2nd Earl Grey)政権は、一転してペドロ支援に回り、またフランスの七月革命で成立したオルレアン朝も、ペドロ支持で英国と一致した。英仏両国の支援を受けてポルトガルに上陸したペドロは激戦の末に形成を逆転させ、1834年に内戦を自由主義派の勝利に導いた。終戦後にミゲルは国外に追放され、マリア2世はザクセン=コーブルク=ゴータ家から王配を迎えた。そのザクセン=コーブルク=ゴータ家から王配を迎えた。そのザクセン=コーブルク=ゴータ家と英国のハノーヴァー家は、二重三重の婚姻関係によって結ばれていたため<sup>76</sup>、英国は内戦終結以降もポルトガルに対する影響力を維持することに成功した。

## 4. おわりに

### 4.1. 本稿の内容要約と研究意義の確認

全3稿から構成される本研究の最終稿に該当する本稿では、カスルレーとカニングの外相として

の側面に重点を置き、全面戦争の回避と相対的優 位の維持を中心に分析を展開した。両者の外交政 策に関する比較研究では、 伝統的に相違点が強調 されてきたが、列強諸国との全面戦争を回避する という認識で両者は一致していた。スペイン立憲 革命やポルトガル王位継承危機に際して、英国の 死活的利益であるポルトガルにフランスが進出 し、全面戦争のリスクが高まることを懸念した両 者は. ポルトガルへの陸軍派遣を準備あるいは実 現することで、フランスの挑戦的行動を封じ込め た。1820~22,27年度の陸軍費増大と1823年度 の陸軍費縮小は、そのための財政的措置であり、 半島情勢の変化に応じてその規模は増減を繰り返 した。以上の内容から、カスルレーとカニングは 共に深刻な財政危機の中で. 一時的な陸軍増強を ブラフとして用いることで、列強諸国との全面戦 争を巧妙に回避してきたものと言える。

ポルトガルへの陸軍派遣の準備・実行を. フラ ンスとの全面戦争の回避手段として利用した点 で、カスルレーとカニングは共通していたが、両 者の議会審議での姿勢は対照的であった。カスル レーは野党勢力からの批判を抑え込むため、陸軍 費増大の目的がポルトガルへの陸軍派遣にあるこ とを慎重に秘匿したが、カニングは逆にそれを明 示することで、フランスの脅威に曝されていたポ ルトガルへの陸軍派遣の正当性を強調した。また 当時は世界最強の海軍国家であった英国が. 脆弱 であった陸軍戦力まで巧妙に駆使することで、列 強諸国との全面戦争の回避に成功したことは、軍 事史の側面から見ても大変興味深い。19世紀前 半の英国陸軍は規模や装備だけでなく、組織や兵 站でも列強諸国に溝を開けられていたが、抑止力 に関してはその意義を肯定的に再検討する必要が あるだろう。

さらに、本稿の対象時期である 1820 年代は、会議体制から会議外交への移行期に該当し、国際システムが不安定な時期であったが、列強諸国間の全面戦争は一度も発生しなかった。当時の英国がイベリア半島でフランスとの全面戦争の発生を回避したことは、ウィーン体制に安定をもたらし、欧州協調が長期的に維持されるための基盤を形成したと考えられる。1830 年代の会議外交期に入ると、国際システムは再び安定を回復するが、英国は1820 年代以上に厳格な経費削減を迫

られたため、全面戦争の回避手段として一時的な 陸軍増強によるブラフを利用することも困難と なっていた。こうした1820年代と1830年代との 比較分析に関しては、今後の課題として引き続き 検討していきたい。

### 4.2. 研究全体における仮説検証の確認

第1稿の末尾で提示したが、本研究で検証してきた仮説をここで改めて確認しておく。「カスルレーとカニングは共に外相と下院指導者を兼任することで、ナポレオン戦争終結前後の欧州外交をリードすると共に、破産危機に瀕していた英国の財政再建にも尽力した。この兼任を通じて、彼らが英国には列強諸国と全面戦争を展開する財政余力がないと実感したことが、欧州協調に基づく外交手段によって相対的優位の維持を図る契機となった。」この仮説を論証するため、第2稿・本稿では以下の点に留意して議論を展開してきた。

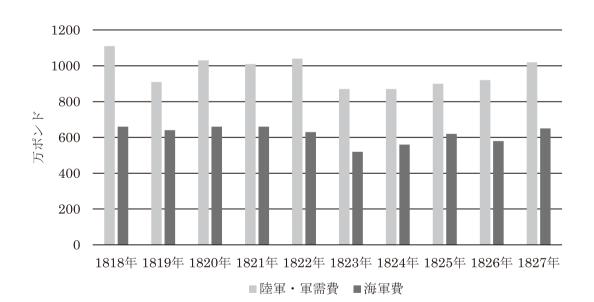
まず第2稿では、カスルレーとカニングによる 当時の英国財政への認識に関して. 国家破産寸前 まで膨張した累積債務と、それに伴う深刻な財政 硬直化への危機意識に注目した分析を行った。そ の際には、両者が政権閣僚として表明した公的な 認識を検討すると共に、両者が有力政治家として 保持した私的な認識も考慮し、双方を比較しつつ 実態を把握した。特にナポレオン戦争末期のみな らず、終戦後に欧州で紛争危機が発生した時期に も注目し、カスルレーとカニングが列強諸国との 全面戦争に対して抱いた財政認識に焦点を当て た。次に、当時の財政政策に対する両者の具体的 関与について、下院指導者としての立場に注目し た分析を展開した。その際には、財政政策に関す る議会審議において. 副首相格の重要閣僚として 野党勢力からの批判をかわし、財相を補佐して政 府案を擁護した事例を検討した。その一方で、与 党内部の派閥間調整においても、副党首格の有力 領袖として他派の実力者を説得し、政策形成に貢 献した事例にも言及した。さらに外交交渉に必要 な平時軍備を維持するため、カスルレーとカニン グがそれぞれ推進した財政改革に注目した。

さらに本稿では、カスルレーとカニングがナポレオン戦争終結以降に、列強諸国との全面戦争の再発阻止に尽力した点に注目した。その際には特に、フランスの影響下にあるスペインと、英国の

影響下にあるポルトガルの間に生じた、英仏両国 の緊張関係に焦点を当てた。1820年代における イベリア半島情勢の不安定化に際して、英国は自 国の死活的利益に該当するポルトガルに陸軍部隊 の派遣を示唆または実行することで、フランスを 牽制していた。これを通じて、英国はフランスの ポルトガルに対する軍事侵攻を阻止することで. 全面戦争が発生するリスクを抑えようとした。し かし、当時の英国は深刻な財政危機に直面してお り、全面戦争の抑止力として十分な平時軍備を恒 常的に維持することは、困難な状況にあった。そ のため. 英国は全面戦争の危機が目前に迫った時 期に限定して、当該年度の陸軍費を増額すること で、ポルトガルに対する陸軍派遣の示唆または実 行に必要な戦力を確保していた。このように本稿 では、英国が一時的な陸軍増強をブラフとして巧 妙に用いることで、イベリア半島におけるフラン スとの全面戦争を回避してきた点を指摘した。

以上の内容を踏まえた上で、本研究全体に関す

る仮説検証を確認する。カスルレーとカニングの 両者は、外相と下院指導者を兼任することで、深 刻な財政硬直化に直面していた当時の英国におい て、外交政策と財政政策の一体的指導を実現して きた。下院指導者としての両者は、 当時の英国に おける財政危機の状況を明確に把握すると共に. 議会審議や党内調整を通じて財政政策の形成過程 にも参画していた。これを背景に外相としての両 者は、十分な平時軍備の常時確保が困難な状況下 で、一時的な陸軍増強をブラフとして利用し、国 家破産のリスクを伴う列強諸国との全面戦争を回 避することで、相対的優位の維持を図ったのであ る。このように、カスルレーとカニングが外相と 下院指導者の兼任という共通点を通じて、19世 紀初頭の英国における深刻な財政危機と全面戦争 の回避必要性を同時に意識したことが、当時の英 国が欧州協調を志向する1つの要因を形成したも のと言える。



英国における軍事費の推移(1818~27年)

(出典:ミッチェル、B.R.編「1995」、前掲書、587ページ。)

### [注]

- 1 本稿で用いる「全面戦争」という用語は "General War"の訳語で、第1次・第2次世界大戦のような「総力戦」(Total War) より烈度が低く、部隊同士の軍事衝突のような「国際軍事紛争」(MID / Militarized Interstate Disputes) より烈度が高いものを想定しており、「大国同士の大規模な戦力が数年以上の長期にわたって展開する戦争」を指す。「長い18世紀」に英国が関与した事例としては、ファルツ継承戦争(1688~97年)、スペイン継承戦争(1701~13年)、オーストリア継承戦争(1740~48年)、七年戦争(1756~63年)、アメリカ独立戦争(1775~83年)、フランス革命戦争・ナポレオン戦争(1792~1815年)があり、本稿の「全面戦争」はこれらと同等のものを指している。
- 2 拙稿 [2012],「カスルレーとカニングによる外相と下 院指導者の兼任 (1)」,『早稲田政治公法研究 第99号』, 早稲田大学大学院政治学研究科, 43-57ページ。
- 3 拙稿 [2013],「カスルレーとカニングによる外相と下 院指導者の兼任 (2)」,『早稲田政治公法研究 第101号』, 早稲田大学大学院政治学研究科, 35-49ページ。
- 4 カスルレーとカニングに関する先行研究は、第1稿・第3章にて詳しく紹介しているため、ここでは両者に関する伝統的な人物研究として、Petrie, Sir Charles [1932], George Canning, London. / Leigh, Ione [1951], Castlereagh, London. の2点を、両者に関する伝統的な外交研究として、Webster, Charles Kingsley [1963], The Foreign Policy of Castlereagh, 1815-1822: Britain and the European Alliance, London. / Temperley, Harold William Vazeille [1966], The Foreign Policy of Canning, 1822-1827; England, the Neo-holy Alliance, and the New World. With a New Introd. by Herbert Butterfield, Hamden. の2点を挙げるに留めておく。
- 5 Goodlad, Graham [2008], "From Castlereagh to Canning: Continuity and Change in British Foreign Policy", *History Review, issue 62*, History Today, pp.10-15. / Simms, Brendan & Trim, D.J.B. [2011], *Humanitarian Intervention: a History*, Cambridge, p.126.
- 6 U.K. Parliament [2005], HANSARD 1803-2005, Hansard's Parliamentary Debates (以下 HANと略記), London, 1st ser., vol.35, cc.253, 272.
- 7 Stapleton, Edward John (ed.) [1887], Some Official Correspondence of George Canning (以下SOCと略記), London, vol.2, p.144.
- 8 ジョン・ブリュア/大久保桂子 訳 [2003], 『財政=軍 事国家の衝撃:戦争・カネ・イギリス国家 1688-1783』, 名古屋大学出版会,1-10ページ。
- 9 Daunton, Martin [2001], Trusting Leviathan, The Politics of Taxation in Britain, 1799-1914, Cambridge, pp.32-57.
- 10 田所昌幸 編 [2006], 『ロイヤル・ネイヴィーとパク

- ス・ブリタニカ』、有斐閣、13-6ページ。
- 11 山根元子 [2003],「18世紀末から19世紀初頭にかけてのカスルレーらによる英国陸軍改革:英国政治・外交における陸軍の存在」,『社会システム研究 第6号』,京都大学大学院人間・環境学研究科,183-94ページ。/山根元子 [2004],「カスルレーらの陸軍改革に反対した人々」,『社会システム研究 第7号』,京都大学大学院人間・環境学研究科,167-75ページ。/山根元子 [2009],「カスルレーの軍事政策―英国バランス・オヴ・パワー政策実現の背景」,『社会システム研究 第12号』,京都大学大学院人間・環境学研究科,129-42ページ。
- 12 ミッチェル, B. R. 編/犬井正 監訳/中村寿男 訳 [1995],『イギリス歴史統計』, 原書房, 601ページ。
- 13 ナポレオン戦争直後にバイエルン公使を歴任し、当時の欧州情勢に精通していたラム (Frederick James Lamb) は、1821年3月24日にカスルレーに宛てて書簡を送った。その中でラムは、英国が中立・不干渉の原則を保った上、直接的な衝突さえ避ければ、列強諸国もあえて英国に全面戦争を挑んで来ないであろうという認識を提示している。(Londonderry、3rd Marquis of (ed.) [1853], Memoirs and Correspondence of Viscount Castlereagh, Second Marquess of Londonderry (以下M&Cと略記), London, vol.12, pp.374-9.)
- 14 一時的な陸軍増強によるブラフは、英国と同様に、列 強諸国も英国との全面戦争を回避する意思を持っていた ことを前提に用いられた。ただしブラフと言っても、い わゆる瀬戸際外交のように紛争リスクの高いものではな く、局地戦争さえも封じ込めるような手段(死活的利益 に対する陸軍派遣の示唆・実行)を、本稿ではブラフと 想定している。
- 15 SOC, vol.2, p.86.
- 16 死活的利益としてのネーデルラントが外交問題となるのは、1831年のベルギー独立の際に、英国とフランスがベルギー国王候補として、それぞれの王室の親族であるレオポルド (Leopold I of Belgium) とヌムール (Duke of Nemours) を推挙した時であった。(Bulwer, Henry Lytton [1871], The Life of Henry John Temple, Viscount Palmerston: with Selections from His Diaries and Correspondence, Leipzig, vol.2, pp.1-26.)
- 17 小ピット (William Pitt the Younger) は、1793年のフランス革命戦争参戦に際して、年末までに戦争が終結するという楽観的な予測に基づき、対仏参戦に踏み切っていた。(Evans, Eric J. [1999], William Pitt the Younger, London, pp.44-53.)
- 18 Bennett Jr., D. Scott & Stam III, Allan C. (ed.) [2008], Expected Utility Generation and Data Management Program (EUgene), Basic Capabilities Data 1816 – 30, ver.3, 204.
- 19 HAN. 1st ser., vol.40, cc.240-6.
- 20 HAN, 1st ser., vol.35, c.263.
- 21 Veve, Thomas Dwight [1992], The Duke of Wellington

- and the British Army of Occupation in France, 1815-1818, Westport, pp.167-74.
- 22 キッシンジャー, ヘンリー・A/伊藤幸雄 訳 [2009], 『キッシンジャー回復された世界平和』原書房, 391-7
- 23 Derry, John Wesley [1976], Castlereagh, London, pp.203-4, 211.
- 24 Shaw, L.M.E., [1998], The Anglo-Portuguese Alliance and the English Merchants in Portugal, 1654-1810, Aldershot, p.98.
- 25 Muir, Rory [1996], Britain and the Defeat of Napoleon, 1807–1815, New Haven, p.154.
- 26 Webster, Charles Kingsley [1963], op. cit., pp.247-8.
- 27 Webster, Charles Kingsley [1963], op. cit., pp.249-50.
- 28 M&C, vol.12, pp.361-2, 364-6, 369-70.
- 29 *M&C*, vol.12, pp.399-403, 446-7, 453-4.
- 30 HAN, 2nd ser., vol.4, c.873.
- 31 HAN, 2nd ser., vol.4, c.867.
- 32 ミッチェル, B. R. 編 [1995], 前掲書, 587ページ。
- 33 HAN, 2nd ser., vol.4, c.1212.
- 34 HAN, 2nd ser., vol.4, c.1230.
- 35 HAN, 2nd ser., vol.4, cc.1176, 1186.
- 36 HAN, 2nd ser., vol.4, c.1210.
- 37 HAN, 2nd ser., vol.8, c.1241.
- 38 HAN, 2nd ser., vol.8, c.1220.
- 39 Webster, Charles Kingsley [1963], op. cit., p.477.
- 40 Fay, Charles Ryle [1920], Life and Labour in the Nineteenth Century, Cambridge, pp.7-8. / Schenk, Hans Georg Artur Viktor [1947], The Aftermath of the Napoleonic Wars: the Concert of Europe, an Experiment, London, pp.192-3.
- 41 Gash, Norman [1984], Lord Liverpool: the Life of Political Career of Robert Banks Jenkinson, Second Earl of Liverpool, 1770–1828, London, p.189.
- 42 Hinde, Wendy [1973], George Canning, London, p.325.
- 43 Dixon, Peter [1976]. Canning, Politician and Statesman, London, pp.213-9.
- 44 1820年前後の会議体制は、列強諸国の厳格な軍事同盟に基づき、元首級の全権代表を国際会議に派遣する形式であったのに対して、1830年代以降の会議外交は、列強諸国の緩やかな相互連帯に基づき、閣僚級の全権代表を国際会議に派遣する形式であった。
- 45 Bartlett, Christopher John [1966], Castlereagh, London, p.232.
- 46 HAN, 2nd ser., vol.8, cc.885, 1321, 1500.
- 47 SOC, vol.1, pp.85-6.
- 48 HAN, 2nd ser., vol.8, c.1517.
- 49 SOC, vol.1, p.210.
- 50 SOC, vol.1, pp.87-8.
- 51 ミッチェル, B. R. 編 [1995], 前掲書, 587ページ。
- 52 Brock, William Ranulf [1967], Lord Liverpool and

- Liberal Toryism: 1820 to 1827, London, pp.191-4.
- 53 HAN, 2nd ser., vol.8, c.521.
- 54 HAN, 2nd ser., vol.8, c.896.
- 55 SOC, vol.1, p.88.
- 56 Temperley, Harold William Vazeille [1966], The Foreign Policy of Canning, 1822-1827; England, the Neo-holy Alliance, and the New World. With a New Introd. by Herbert Butterfield, Hamden, pp.96-8.
- 57 SOC, vol.1, p.215.
- 58 SOC, vol.2, p.147.
- 59 Temperley, Harold William Vazeille [1966], op. cit., pp.365-7.
- 60 ブラジルは1822年にポルトガルから独立を果たしたばかりで、ペドロ1世は独立の父として初代皇帝となっていたため、ポルトガルの王位継承には最初から無理があった。ましてや両国が同君連合を形成することは、ブラジル国民に許容し難いことであった。
- 61 Temperley, Harold William Vazeille [1966], op. cit., pp.198–201.
- 62 Kaufmann, William W. [1951], British Policy and the Independence of Latin America, 1804-1828, New Haven, p.219.
- 63 SOC, vol.2, p.142.
- 64 SOC, vol.2, p.147.
- 65 SOC, vol.2, p.155.
- 66 SOC, vol.2, p.171.
- 67 ミッチェル, B. R. 編 [1995], 前掲書, 587 ページ。
- 68 Therry, Roger (ed.) [1828], The Speeches of the Right Honourable George Canning. with a Memoir of His Life, London, vol.6, pp.278-9.
- 69 HAN, 2nd ser., vol.16, c.575.
- 70 HAN, 2nd ser., vol.16, c.591.
- 71 HAN, 2nd ser., vol.17, c.1175.
- 72 HAN, 2nd ser., vol.17, c.1175.
- 73 英国によるポルトガルへの陸軍派遣を受けて、オーストリア宰相のメッテルニヒはフランス首相のヴィレールに、1826年12月22日付の書簡で、スペイン駐留のフランス陸軍を増強するよう勧めたが、ヴィレールは「私はボルトガルに進攻し得ない。」(I cannot march into Portugal.)と述べ、その必要性を否定している。(SOC, vol.2, pp.174-5.)
- 74 Macaulay, Neill [1986], Dom Pedro: The Struggle for Liberty in Brazil and Portugal, 1798-1834, Durham, pp.262-4.
- 75 Macaulay, Neill [1986], op. cit., pp.299-300.
- 76 ザクセン=コーブルク=ゴータ家とハノーヴァー家の婚姻事例としては、1815年におけるレオポルド王子 (後のベルギー国王/Leopold I of Belgium) とジョージ4世 (George IV of the United Kingdom) の長女シャーロット (Princess Charlotte of Wales)、1840年におけるアルバート王子 (Prince Albert of Saxe-Coburg and Gotha) とヴィ

## 板倉孝信:カスルレーとカニングによる外相と下院指導者の兼任(3・完)

クトリア女王 (Queen Victoria of the United Kingdom) が挙げられる。  $\it{op.~cit.}$ , Militarized Interstate Disputes Data 1816 – 30, ver.3. 204.

77 Bennett Jr., D. Scott & Stam III, Allan C. (ed.) [2008],

板倉 孝信(いたくら たかのぶ)

所 属 早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程

最終学歷 早稲田大学大学院政治学研究科修士課程

所属学会 政治経済学会, 日本政治学会, 日本西洋史学会, 社会経済史学会,

早稲田大学史学会

研究分野 西洋政治史 (18·19世紀/英国)